

第10章 契約一般について

提言

- 1 岡山市の市長部局では、水道局に先行して入札に関して改正がなされてきたが、ミスによる影響を少なくするという技術的な改正は別として、今後の改革、改正の大きな方向は、総合評価一般競争入札の対象拡大、委託等にも一般競争入札が拡大されること、電子入札の対象を一般委託にも順次拡大すること及び入札参加資格審査申請要件の見直しとなされることであり、この方向性は正当であり、水道局でも徹底推進されるべきである。
- 2 特に、電子入札制度の導入によって、入札の参加に必要な業者登録が随時可能になったが、今まで以上に業者が入札に参加出来る機会を増やし、電子入札の普及が中小企業の受注拡大へと繋がっていくように、業者に対して電子入札の利用者登録を呼びかけていくことが重要であり、いわゆる地区要件を撤廃するなど入札参加資格審査申請要件の見直しが必要である。
- 3 委託先が財団法人岡山市水道サービス公社や財団法人厚生会である委託契約に関して、随意契約の理由の判断を誤っている事例がある。前者の契約の実態、内容は、半田山配水池敷地内の樹木の剪定、肥料やり、灌水、害虫駆除等をするという園芸作業を委託するものであり、公社はそのまま民間会社1社に全部を下請けさせているだけである。また後者は三野浄水場構内警備委託契約であるが、これも厚生会に再下請けさせている。

水道局の「委託業務審査委員会」は、委員長が審議監、委員が配水課長、施設課長、浄水課長、旭東担当課長及び水質試験所長の計6人で構成されているが、会議録を見ても誰も随意契約とすることに異論を述べている形跡は無く内部統制上も問題である。水道事業管理者は、実質的かつ機能する事前チェック体制を構築する必要があるし、少なくとも事後的であっても岡山市監査委員の監査に際して随意契約事例の全てを提示して判断を受ける運用とするなど工夫すべきである。

第1 契約方法・種類について

1 契約方法の種類

地方公共団体が締結する契約方法については、地方自治法第234条第1項で、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定されている。

2 法が定める規定

(1) 地方自治法第234条第2項では「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることが出来る。」としており、地方公共団体における契約は、一般競争入札を原則としている。

(2) 指名競争入札によることが出来る場合は、地方自治法施行令第167条に該当する下記の場合に限定されている。

- ① 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- ② その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- ③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(3) 随意契約によることが出来る場合は、地方公営企業法施行令第21条の14に該当する下記の場合に限定されている。

(随意契約)

- ① 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（～省略～）が別表第1の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に定める額の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをするとき。
- ② 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- ③ 障害者支援施設等から買い入れる契約、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約をするとき。
- ④ 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、管理規程で定める手続により、買い入れる契約をするとき。
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- ⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することが出来る見込みのあるとき。
- ⑧ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

- ⑨ 落札者が契約を締結しないとき。
- (4) 随意契約が出来る金額は、次表のとおりである。岡山市は、平成 21 年 4 月 1 日の政令指定都市移行したことに伴い、随意契約が出来る金額は、次表の「都道府県及び指定都市」が適用される。

地方公営企業法施行令第 21 条の 14・別表第 1

表 10-1

	都道府県及び指定都市	市町村
1. 工事又は製造の請負	250 万円以下	130 万円以下
2. 財産の買入	160 万円以下	80 万円以下
3. 物件の借入れ	80 万円以下	40 万円以下
4. 財産の売払い	50 万円以下	30 万円以下
5. 物件の貸付け	30 万円以下	30 万円以下
6. 前各項に掲げるもの以外のもの	100 万円以下	50 万円以下

- (5) 岡山市水道局では、見積もり合わせという用語が使用されているが、これは複数の業者から見積書を徴して、安い価格を提示したものと契約することである。

第 2 岡山市及び岡山市水道局における入札・契約制度の改正の概要

近年の入札・契約制度の改正の概要は以下のとおりである。

1 岡山市及び岡山市水道局の入札・契約の概要

岡山市では、平成 21 年 4 月から電子入札制度を導入して、順次この適用範囲を拡大している。また、入札結果等は、ホームページで開示している。

岡山市水道局においても、岡山市の制度改革に伴い、同様に「岡山市水道局契約規程」の改正を行っている。即ち、

郵便入札制度の導入は、工事契約について平成 15 年 4 月 1 日、物品契約について平成 19 年 10 月 1 日、コンサルタント委託契約について平成 20 年 5 月 1 日、役務契約について平成 21 年 4 月 1 日からであった。

また電子入札の導入は、工事契約、物品契約及びコンサルタント委託契約について平成 21 年 7 月 1 日からであるが、役務契約については導入されていない。

更に、岡山市では、平成 22 年 4 月から総合評価一般競争入札の対象拡大が実施された他、今後、工事成績評点による優良工事施工業者表彰制度の実施、一般委託の入札について事後審査型一般競争入札の段階的導入、入札参加資格審査申請要件の見直しとして、入札参加資格審査項目に市民税特別徴収義務者の特別徴収実施を加えることの検討が予定されている。

これらは、他都市における改革と歩調を同一にするものである。

2 岡山市の平成 20 年 5 月 22 日付け発表

- (1) 制度改正の概要は、平成 21 年 4 月から一般競争入札の拡大と入札契約事務を市長部局の契約課に集約することである。
- (2) 工事契約関係では一般競争入札実施要綱の改正を平成 21 年 4 月 1 日から行うことであり、具体的には
 - ① 対象工事を、随意契約を除く特殊工事及び許容価格 2 千 5 百万円以上の特殊工事以外の工事に拡大し、公募型指名競争入札、特殊工事公募型指名競争入札及び定型公募型指名競争入札制度を廃止すること（平成 21 年 4 月からは、指名競争入札を廃止し、すべて一般競争入札に移行するとともに、電子入札を実施する予定）。
 - ② 契約課における契約関係書類の閲覧、交付を取り止め、インターネット上の契約課のホームページへの掲載による閲覧又はダウンロードによる取得に一本化すること。
- (3) 物品契約関係では、一般競争入札実施方法の改正を平成 21 年 4 月 1 日から行うことであり、
 - ① 一般競争入札の対象を、随意契約を除く許容価格 5 百万円以上（現行 3 千 2 百万円以上）の物品の購入及び物品の製造の請負並びに不用品の売払いに拡大する（平成 21 年 4 月からは、指名競争入札を廃止し、すべて一般競争入札に移行するとともに、許容価格 1 千万円以上の入札に電子入札を導入する予定）。
 - ② 契約課における契約関係書類等の閲覧、交付を取り止め、インターネット上の契約課のホームページへの掲載による閲覧又はダウンロードによる取得に 1 本化すること
- (4) 委託契約関係では
 - ① 修繕工事の入札契約方法の変更を行い、許容価格 130 万円以上の修繕料の内、建設業法第 2 条 1 項に規定する建設工事に該当するものについては、入札契約事務を契約課に移管し、工事契約に係る入札契約制度を適用すること
 - ② 建設コンサルタント業務等一般競争入札の全面改正を行い、一般競争入札の対象を、随意契約を除く許容価格 50 万円以上（現行 3 千 2 百万円以上）の測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係建設コンサルタント業務に拡大するとともに、入札契約事務を契約課に移管することであった。

3 岡山市の平成 20 年 7 月 1 日付け発表

この制度改正の概要は、郵便入札手続の改正であった。

4 岡山市の平成 20 年 10 月 1 日付け発表

この制度改正の概要は、情報公開の拡大にある。詳細は以下のとおりである。

(1) 工事契約関係

① 低入札価格調査概要等の公表を平成 20 年 10 月 1 日から実施すること、即ち、低入札価格調査を実施した場合、落札者決定後に、①調査の概要及び②最低価格入札者以外の者を落札者とした場合はその理由を公表することとする。

② 総合評価一般競争入札制度の一部改正を平成 20 年 10 月 1 日から実施すること、即ち、落札者決定後、速やかに①総合評価入札を行った理由及び②落札者決定理由を公表すること

(2) 委託契約（建設コンサルタント等）関係

許容価格を事後に公表することを平成 20 年 10 月 1 日から実施すること、即ち、建設コンサルタント業務等について、一般競争入札に付し、落札者を決定したときは、速やかに許容価格をインターネットの契約課ホームページで公表することとする。

5 岡山市の平成 21 年 2 月 12 日付け発表

(1) この制度改正の概要は、政令指定都市移行に伴い、随意契約によることが出来る場合の額の引き上げ、電子入札の実施予定（平成 21 年 4 月から実施予定）であり、詳細は以下のとおりであった。

① 随意契約については他の箇所で説明している。

② 工事、物品及び委託・建設コンサルタント業務等について電子入札を実施すること

(2) 平成 22 年度以降の改正予定として、物品、委託関係も含め、電子入札の対象を順次拡大し、最終的には随意契約（見積合せ）についても電子入札を実施する予定であること及び優良工事施工業者表彰に伴う優遇措置の見直しを行い、総合評価一般競争入札の対象拡大に伴い、優良工事施工業者表彰受賞者に対する優遇措置のあり方について検討すること

であった。

6 岡山市の平成 21 年 7 月 13 日付け発表

この制度改正の概要は、許容価格(予定価格)を平成 11 年 7 月 1 日からそれまでは事前公表していたものを平成 21 年 8 月 1 日からは事後公表に変更したことである。水道局でも、それまでの事前公表が事後公表となった。

事前公表は「職員に対する業者からの許容価格聴き取りといういわゆる攻勢」が問題となったので、事前公表とすることで「攻勢を無くす」という意図があった。

7 岡山市の平成 22 年 1 月 8 日付け発表

この制度改正の概要は、電子入札の拡大であった。即ち、

(1) 各契約に共通する事項として、電子入札の拡大を行い、具体的には

ア 工事（平成 22 年 4 月から実施）

イ 物品（平成 22 年 4 月から実施、契約課発注分は平成 22 年 7 月から実施）

(2) 工事契約関係

① 総合評価一般競争入札の対象を拡大し、特別簡易型の対象工事を許容価格 1 億 5,000 万円以上 5 億円未満の工事に改めたこと（それまでは 2 億円以上 5 億円未満の工事であった）

② 低入札価格調査基準価格等の改正を行い、総合評価一般競争入札の対象を拡大することに伴い、低入札価格調査対象工事を、許容価格 1 億 5,000 万円以上に改めたこと（それまでは 2 億円以上）

③ 特殊工事の取扱いの変更で、J R 近接の工事は、個別の工事ごとに必要な実績、技術者等を定めることとしたこと（それまでは J R 近接工事で特殊工事）

④ 工事成績活用基準及び優良工事施工業者等表彰制度の見直しを行い、工事成績評価の累積点による表彰及び優遇措置（以下「現行制度」という。）は平成 22 年度で廃止し、現行制度による優遇措置は、当該優遇措置が終了するまで行う。

しかし、平成 23 年 4 月 1 日以後に完了した工事からは、工事成績評点による優良工事施工業者表彰制度を実施する。そして、

新しい優良工事施工業者表彰制度の概要は、次のとおりとする。

ア 前年度中に完了した工事の工事成績評点平均点上位者を表彰する。

イ 表彰対象となった工事完了日の属する年度の翌年度 7 月以後最初の格付において主観点を加算する。

ウ 工事成績評点が 60 点以上 63 点未満は 3 月、60 点未満は 6 月の指名留保とする（この点は現行どおり）

エ 現行制度終了時の工事成績評価による累積点は、平成 23 年度のそれぞれの工事成績評点の平均点に加算し、当該年度の優良工事施工業者を決定する。この場合において、加算結果が 100 点を超える場合は 100 点とする。

(3) 建設コンサルタント業務等契約関係では

建設コンサルタント業務等の入札参加制限を見直して、許容価格の 100 分の 75 未満で落札した業務の履行期限が、その者の責に帰すべき事由以外によって延長されたときは、他の入札への参加制限は当該延長前の履行期限までとしたことであった。

8 岡山市の平成 22 年 6 月 3 日付け発表

これは、平成 22 年 7 月から入札契約制度を改正するというものであった。即ち、

- (1) 物品契約関係でも、電子入札を拡大し、市長部局の契約課で発注することになった。全ての物品の購入及び物品の製造の請負の見積合せで、電子入札システムによる見積合せを実施すること。
- (2) オープンカウンター方式を、印刷、用紙（封筒等を含む。）、OA 機器の内、許容価格が 5 万円以上のもの、事務用品の内、許容価格が 5 万円以上のものについて適用する。
- (3) オープンカウンター方式以外の契約課で発注する物品の購入及び物品の製造の請負で見積合せのものについて指名方式を適用する。

9 岡山市の平成 22 年 12 月 1 日からの改正

これまでは、開札日に入札参加者の入札額、落札候補者名、工事積算を公表してきたが、「2 日間の疑義申立期間」を置いていたため、積算ミスの指摘があつて落札候補者の変更が必要となった場合には入札を中止していた。そのために、入札のやり直しが必要となり数ヶ月が空転していた。しかし、12 月 1 日以降は開札日に落札候補名を公表しなくなったので、ミスがあつた場合にも入札中止となる場合が減少することになった。

10 まとめ

改革の概要をまとめると以下のとおりである。

(1) 郵便入札制度の導入

郵便入札は、工事契約については平成 15 年 4 月 1 日、物品契約については 19 年 10 月 1 日、コンサルタント委託契約については 20 年 5 月 1 日、役務契約については 21 年 4 月 1 日から導入された。

(2) 電子入札制度の導入と情報開示

電子入札は、工事契約、物品契約及びコンサルタント委託契約について平成 21 年 7 月 1 日から導入された。また、入札結果等は、ホームページで開示している。平成 22 年 11 月現在、役務契約については導入されていない。

(3) 許容価格(予定価格)公表時期の変更

許容価格の公表は、平成 11 年 7 月 1 日から事前公表していたが、平成 22 年 4 月 1 日から事後公表（入札後公表）に変更した。

11 課題

水道局の入札・契約制度の改正は、岡山市市長部局の制度改正に基づき、これに追随して行われている。今後の改革、改正の大きな方向は次のとおりであることは明

白となっているし、この方向は必要かつ相当というべきである。

(1) 総合評価一般競争入札の対象拡大等

総合評価一般競争入札の対象拡大を図るとともに、評価方法、配点等の見直がなされること。

(2) 委託等にも一般競争入札が拡大されること

一般委託の入札について、一般競争入札が拡大され、まずは事後審査型一般競争入札が開始されるべきであること。

(3) 電子入札の対象拡大

電子入札の対象を一般委託にも順次拡大すること。

(4) 入札参加資格審査申請要件の見直しがなされること

入札参加資格審査項目に市民税特別徴収義務者の特別徴収実施を加えることが検討されること。これは既に他都市でもなされている。

従って、包括外部監査人としては、水道局の事務事業の監査に関しても市長部局の改正を踏まえて、一般競争入札の拡大が貫徹されているのか、事実上の障壁が無いのかという視点で監査を行った。

第3 岡山市水道局の平成21年度の契約

1 契約の一覧

- (1) 岡山市水道局において、平成21年度に締結された委託契約の内容と契約の方式の一覧は次表のとおりである。清掃契約は8件あり、合計金額が2,784万3,000円ということであり、資源化契約は1件であるが、この契約は1トン当たり13,755円の単価で行われるという意味である。

表10-2 平成21年度水道事業の契約方式別の件数及び金額

内容	単位：千円（件数）			
	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	合計
清掃		27,843(8件)		27,843(8件)
築造、建設設計	4,662(1件)			4,662(1件)
同上監理	2,016(2件)			2,016(2件)
耐震診断	7,875(1件)			7,875(1件)
資源化（トン当たり）		13,755円(1件)		13,755円(1件)
メーター満期取替		17,882(12件)		17,882(12件)
地区漏水調査		44,310(9件)		44,310(9件)
漏水位置探知（単価契約）		37,800円(1件)		37,800円(1件)
電気防食装置対策等		3,990(2件)		3,990(2件)
流量調査（単価契約）		115,500円(2件)		115,500円(2件)
管路近代化事業補助申請		5,250(1件)		5,250(1件)

同上配水管布設工事設計		17,671 (6 件)		17,671 (6 件)
配水管移設工事設計		48,541 (9 件)		48,541 (9 件)
配水管布設工事等設計		66,622 (22 件)		66,622 (22 件)
配水管橋等工事設計			11,445 (2 件)	11,445 (2 件)
計	(4 件)	(73 件)	(2 件)	(79 件)

※ 資源化とは天日乾燥ケーキセメント資源化処理業務である。

- (2) 一般競争入札が 4 件、指名競争入札が 73 件、随意契約が 2 件の合計 79 件である。
指名競争入札の件数が多いが、これが合理的とは認められないことは、委託契約の章(第 12 章)で説明している。

2 平成 21 年度水道事業の契約方式別の金額

- (1) 次表は、契約方式別の金額を調べたものである。

表 10-3

工種	金額(単位：千円)				割合
	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	合計	
防水	1,917			1,917	0.1%
塗装			2,730	2,730	0.1%
電気	166,097	158,739	5,775	330,611	5.8%
配水管布設	3,742,392		7,770	3,750,162	66.2%
舗装		1,727		1,727	0.1%
水道施設					
造園					
鋼構造物			2,237	2,237	0.1%
機械器具設置	1,267,660	126,805	33,705	1,428,170	25.2%
管					
とび・土工・コンクリート	57,936			57,936	1.0%
土木	27,949			27,949	0.4%
建築	58,019			58,019	1.0%
計	5,321,970	287,271	52,217	5,661,458	100.0%

出所：水道局作成資料

- (2) 金額の観点からみると、一般競争入札の金額が 53 億 2,197 万円、指名競争入札の金額が 2 億 8,727 万円、随意契約が 5,221 万円であり、一般競争入札の金額が最多である。

しかし、実際には金額的に最多である配水管布設工事の入札に参加する業者は、全市からということだけでなく工事現場に近い業者であり、競争効果が発揮されてい

ないことは第11章の2の第4で説明している。

- (3) 岡山市水道局においても、総合評価入札制度が導入されている。岡山市水道局が行った総合評価一般競争入札は次表のとおり3件である。

この制度は他都市でも推進されているが、監査人として特に評価判断出来る材料は無かった。

表 10-4

開札年月日	工事名
平成 20 年 1 月 24 日	三野浄水場集中監視制御設備工事
平成 21 年 8 月 26 日	三野浄水場 1・2 号急速ろ過池設備整備その他工事 設備整備工の部
平成 22 年 6 月 21 日	中央幹線φ1200mm～φ800mm 配水管布設工事（シールド工事） 布設工の部

第 4 電子入札について

1 電子入札について

- (1) 岡山市においては、上記のとおり平成 21 年 4 月から電子入札制度を導入している。そして拡大しようとしている。この導入目的は、談合が発生することのない入札制度を確立し、契約手続きにおける公平性や透明性を確保するために、公告から入札、結果の開示に至るまでのすべてをインターネット上で行うというものである。
- (2) 電子入札制度の導入によって、入札の参加に必要な業者登録が随時可能になったが、今まで以上に業者が入札へ参加出来る機会を増やし、電子入札の普及が中小企業の受注拡大へと繋がっていくように、業者に対して電子入札の利用者登録を呼びかけていくことが重要である。

2 水道局における電子入札の実績

- (1) 電子入札の実績は、次表のとおりである。

工事請負契約での数は多いが、委託契約の数はまだ少ない。

表 10-5 平成 20・21 年度電子入札実績 (件)

	件数		
	工事請負契約	委託契約	合計
20 年度	0	0	0
21 年度	198	2	200
合計	198	2	200

- (2) 電子入札された工事請負契約 198 件の内容は、次表のとおりであり、当初契約金額は 24 億 5,398 万 2,591 円である。

表 10-6

	部署名	件数
1	管財課	1
2	施設課	10
3	中水道センター	49
4	東水道センター	73
5	東水道センター	64
6	浄水課	1

平成 21 年度の工事請負契約の総数は、361 件でありこの内の 198 件(54.8%)が電子入札の対象となっているが、水道センター所管の管関係の布設工事が 186 件と最多である。

(3) 電子入札の委託契約 2 件の内容は次表のとおりである。

表 10-7

	課	件名	当初契約金(円)
1	施設課	牟佐浄水場紫外線処理室建築工事 監理業務委託	777,000
2	施設課	東岡山配水池等劣化調査及び耐震診断業務委託	7,875,000

3 入札参加登録業者数の拡充

(1) 入札参加登録業者数の推移は、次表のとおりである。

平成 20 年度に登録業者数は前年度の 2,316 から 6,230 へと大幅に増加しているの
で、電子入札の普及が中小企業の受注機会拡大に一定の効果があつたと判断出来
る。しかし、管布設工事に関して地区要件が科せられているため、入札参加登録業
者の拡充による効果が制約されていることは第 11 章の 2 で説明したとおりである。

表 10-8 岡山市の年度別入札参加登録業者数

年度	市内	市外	準市内	計
H16 年度	1,303	342	368	2,013
H17 年度	1,404	499	384	2,287
H18 年度	1,360	502	361	2,223
H19 年度	1,427	536	353	2,316
H20 年度	3,713	1,765	752	6,230
H21 年度	3,648	1,733	748	6,129

※ 平成 20 年度から市の名簿準用 (H20 年度、H21 年度は、食料品登録業者を除いた数値)

※ 部門 (工事、物品、役務、測量・コンサルタント) による集計結果しかないため、重複する業者がいる。よって延べ数で計上している。

※ 準市内を加えている。準市内とは、

工事の場合：岡山市に建設業の許可を受けた従たる営業所を有する者

物品、役務、測量・コンサルタントの場合：市内業者以外の者で、本市との取引に係る権限が委任されている支店又は営業所 (契約締結先) を本市内に有する者

4 評価、判断

岡山市水道局では、郵便入札及び電子入札制度を導入し拡大してきたが、未だ従来の入札制度によるコスト低減という大きな成果は、少なくとも水道管布設工事では生じていない。これらの対する水道局の評価は「事務手続の簡略化にはなっている。具体的には、紙の量や回覧による押印の時間等が減少した。しかし、落札率への影響は無かった。」ということである。

監査人も同意見である。つまり事務コストの低減という成果は認められるが、価格の低減という顕著な成果は認められない(この改善策は第 11 章の 2 を参照)。

第 5 委託契約における随意契約の妥当性の監査

委託契約について、随意契約としたことが妥当であるかどうかを、ピックアップして以下のとおり確認した。

1 半田山配水池維持管理委託業務契約

委託先 財団法人岡山市水道サービス公社 金額 929 万 4,000 円

- (1) 随意契約の理由として「本業務は、重要な配水施設の現場整備を行うもので、特に立ち入りが規制されている配水場の作業は水道法第 21 条による健康診断、水道法第 22 条で衛生上の措置が定められており、より厳重な衛生管理下での作業が要求されている。公社は公益法人であります。公社には水道資格施設管理技士の有資格者を備えております。公社にはノウハウがあります。」としている。
- (2) しかし、この契約の実態、内容は、半田山配水池敷地内の樹木の剪定、肥料やり、灌水、害虫駆除等をするという園芸作業であり、公社はそのまま民間会社 1 社に全部下請けさせているだけである。

作業員が配水池内の重要な装置に接近したり立ち入ったりするものではないから、格別に水道水に具体的危険が生じるものではないにも関わらず、水道法を持ち出して随意契約を正当化していることは誤りであり、このようなことが長年にわたり継続していることは問題である。

- (3) 水道局の「委託業務審査委員会」は、委員長が審議監、委員が配水課長、施設課長、浄水課長、旭東担当課長及び水質試験所長の計 6 人で構成されるが、会議録を見ても誰も異論を述べている形跡は無いのは遺憾である。

2 三野浄水場外構内環境整備業務

委託先 財団法人岡山市水道サービス公社 金額 370 万 7,550 円

- (1) この契約は三野浄水場の樹木を剪定し、剪定した樹木をチップ化して搬出するものであり、水道公社が随意契約により請負っているが、民間造園業者 2 社に下請けに出している。
- (2) 随意契約とした理由は「本業務は三野、旭東、鴨越浄水場構内の各種浄水施設周

り及び関連施設の樹木の剪定作業及びチップ化をするもので、浄水場の円滑な運転のため担当課との緊密な調整が必要であり、また、浄水場内の作業においては水道法第21条による健康診断、水道法第22条で衛生上の措置が定められており、---」としている。

- (3) 市民が立ち入る範囲、場所での樹木の剪定をするにも関わらず水道法を根拠に持ち出し、競争を排除しているもので不適切である。

3 脱水ケーキ運搬作業、天日乾燥ケーキ運搬作業

委託先 財団法人岡山市水道サービス公社 単価契約

- (1) これは浄水場内の沈殿池に沈殿した汚泥などを取り除き、車両に積んで指定された処分場に運搬するという業務である。
- (2) 随意契約の理由として、「浄水場の作業は水道法第21条による健康診断、第22条により衛生上の措置が定められていること、水道公社は公益法人であるしこの職員は水道浄水施設管理技士の資格者がいる。業務ノウハウがある。」としている。
- (3) しかし、脱水ケーキ運搬作業は、水道公社の職員が直営で行っているものでなく、民間企業に下請けに出しているのが実態である。脱水ケーキを取り除く作業や運搬作業する者が健康診断で異常があるとか無いとかは関係が無いし、契約書にはその点の証明書の添付も要求はしていない。水道法の誤った解釈だということしかない。函館市水道局では「浄水場天日乾燥床整備工事」を一般競争入札で行っていることも参考になる。土木工事と運搬で区別することは無理である。つまり、随意契約が正当だという根拠は無い。

4 三野浄水場構内警備委託契約

委託先 財団法人厚生会 委託金額 995万4,000円

- (1) 三野浄水場の警備及び守衛業務を委託しているものである。
- (2) 随意契約の理由として、「厚生会は、岡山県知事認可により、母子家庭、生活困窮者、身体障害者及び高齢者等の雇用確保並びに福祉事業を岡山市と一体となって推進することを目的として設立された利益の追及を目的としない公益法人であります。その目的から鑑みて高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条の規定によるシルバー人材センターと同様の存在意義があるものと考えられます。また、当該業者は本契約業務執行上必要な業務ノウハウの蓄積があり、これまで当局の担当課との連絡調整のうえ円滑に業務を実施した履行実績があり信頼のおける業者であります。167条2第1項2号」とされている。
- (3) しかし、このような理由はまだ形式的であり、水道事業が地方公営企業として民間企業と同等のコスト意識をもって遂行するべきであるという考えを忘れてい

る理由付けだというしかない。世間に通用する業務運営をしていくための意識改革、内部統制の構築が必要である。

- (4) 厚生会が現実に警備に従事させているのは厚生会の正規職員でもなく嘱託警備員 3 人と臨時警備員 2 人で昭和 10 年、14 年、16 年、19 年及び 22 年生まれの男子である。70 歳を越えている者が警備に適格かは大変に疑わしいし、そもそも本当に有人による警備が必要なのかという疑問が払拭できない。
- (5) 水道局が根拠付けしているシルバー人材センターについては、平成 21 年に従業員による高額な横領事件が発生して大問題となったのであり、業務を遂行する体制、コストを考慮しないで形式的にシルバー人材センターというだけで随意契約を締結することは誤りである。本当に障害者を雇用し障害者が当該業務に従事している場合は合理的であるが、最終的には総合評価方式の導入で対応するべきである。
- (6) 神戸市の水道事業に関する監査委員の監査報告書には、「水道局ではシルバー人材センターと地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 3 号の規定に基づく随意契約として、庁舎清掃などの業務を随意契約している。この随意契約は、企業者管理規程で定める手続による場合に認められるとしているが、同様の内容の地方自治施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に関する総務省自治行政局長通知(平成 16 年 11 月 10 日総行行第 143 号)でも地方公共団体の契約方法である機会均等、透明性及び公正性を確保するための手続を規定する必要がある、その内容は、契約締結前での①発注見通し、②内容・相手方の決定方法・選定基準・申請方法等、契約締結後の相手方の公表を想定しているとある。神戸市水道局契約規程では、契約締結後に事務所に備え付けをもって公表したものとしているが、総務省局長通知の趣旨に即した公表方法を検討されたい」とし、また、神戸市水道サービス公社への業務委託内容の精査について、「財団法人神戸市水道サービス公社へは、期間満了メーター取替、不断水穿孔工事、施設管理事業、検針徴収事務、調査設計など多岐にわたる事務事業を継続的に委託しているが、金額ベースでの業務の過半が再委託されている事務がある。委託契約を継続するにあたっては、神戸市水道局委託事務の執行の適正化に関する要綱の規定に即して、委託すべき業務の範囲等を精査し、随意契約理由を含めて客観性、公平性を明らかにするとともに、水道局が直接執行すべき業務が含まれていないか、検討されたい」としていることが岡山市においても参考になる。つまり、監査委員の監査としてもこのような視点が期待される。

5 三野浄水場排水処理施設運転操作業務

委託先 財団法人岡山市水道サービス公社 委託金額 1,200 万 7,800 円

- (1) 随意契約の理由は「飲料水浄水の運転において重要な施設である三野浄水場の排

水処理施設を運転管理するもので、排泥池及び濃縮槽の処理状況の観測及び水位関係の調整、各ポンプの運転操作、天日乾燥床の運転操作及び維持運営、各機器の運転状況観察調整等の各施設運転のための知識が必要であり・・・」とする。

(2) 浄水施設と排水処理施設の関係及び下水道処理の全体の流れは次表のとおりである(服部聡之著、水ビジネスの現状と展望、丸善株式会社の146、168頁から引用)。

表 10-9 浄水処理全体の流れ

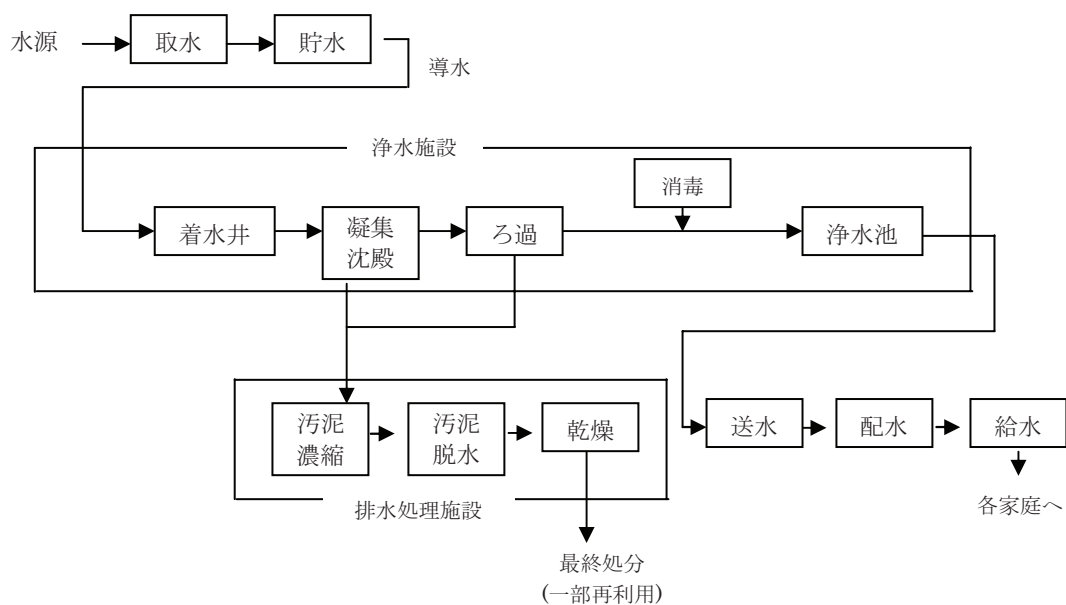
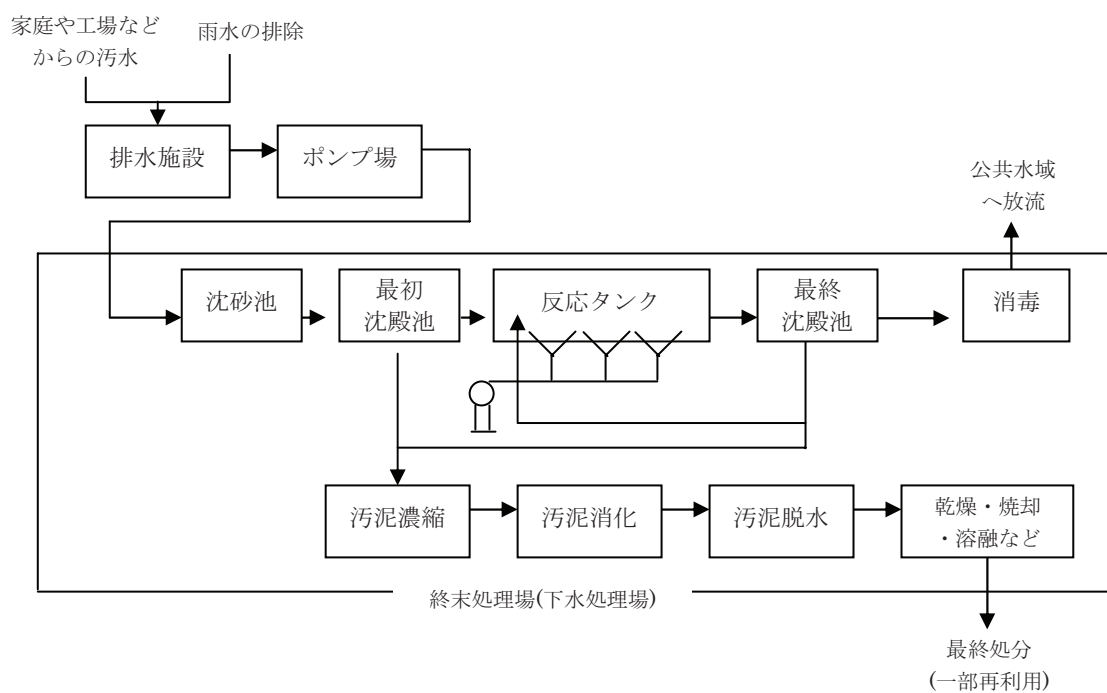


表 10-10 下水処理全体の流れ



- (2) 財団法人岡山市水道サービス公社は、平成 21 年度の包括外部監査においても廃止の提言がなされている外郭団体である。また、この業務は外部委託可能なものであることは前提であり、少なくとも指名競争入札に付するべきである。入札が不調であるとか過去に問題があったという事実が無いにもかかわらず随意契約を最初から選択することは相当ではない。

6 まとめ

以上のとおり、随意契約とした理由、根拠はいずれも乏しく今後は随意契約をするべきではない。

水道局の「委託業務審査委員会」は、委員長が審議監、委員が配水課長、施設課長、浄水課長、旭東担当課長及び水質試験所長の計 6 人で構成されているが、会議録を見ても誰も随意契約とすることに異論を述べている形跡は無い。

実質的かつ機能する事前チェック体制を構築する必要があるが、現状の委託業務審査委員会が機能していなのであるから、内部統制上、事業管理者は例えば委託業務審査委員会に外部委員を参加させるような機構改革を行うとか、少なくとも事後的であっても岡山市の監査委員の監査に際しては、積極的に随意契約事例の全てを提示して監査を受ける運用とするなど工夫すべきである。

民間企業において、疑問を抱かれる可能性のある案件に関しては監査役会で事後的に審査している例もあることを参考にすべきである。

第 6 請負工事での随意契約の検討

1 矢坂山調整弁室直流電源装置修繕工事

- (1) 随意契約の理由は「A 社の代理店でないと修理が困難である。契約の相手はこの装置を昭和 55 年に設置し平成 7 年に改修した実績がある。信頼性があり早急に実現出来る」というものであったが、平成 21 年 5 月 12 日に随意契約とすることが決済され 5 月 22 日に契約締結し 6 月 4 日に修理に着手し、8 月 20 日に完了している。そして評価は C となっている。
- (2) 3 か月間も日数がかかって、しかも C 評価とはどういうことかという疑問に対する水道局の説明は、直流電源装置(蓄電池)は受注製造であり時間を要したとのことであった。

2 まとめ

汎用性の高い装置や機械ではないことから、製造メーカーや同メーカー関連の専門業者に頼らざるを得ない事情があることは理解出来るが、一社だけとしか交渉できないような契約は、発注者及び請負者のどちら側からでも価格操作を行える可能性がある上に、癒着などの不正が起きやすい。

要するに水道局として何事も聖域化しないことが重要であり、価格に関して説

明責任が果たせるようにしなければならない。

第7 契約の変更について

1 原則

工事契約において、技術、予算その他やむを得ない理由により必要があるときは、契約者と協議して契約内容を変更することが出来る。変更内容も設計や期間の延長、契約金額等がある。

2 監査の結果

平成21年度には361件の内60件の契約変更があった。監査したが、問題は無かった。